

★令和3年度版 税務ハンドブック正誤表

	誤	正
P19	・ 中小企業者等の貸倒引当金の特例 適用期日について ▶ 令和5年4月1日以後開始する事業年度から適用 → ▶ 令和 <u>3</u> 年4月1日以後開始する事業年度から適用	
P86	・ 法定繰入率 (4) 中小企業等の特例の法定繰入率 (令5.4.1以後開始事業年度からは $\frac{7}{1000}$)	・ 割賦小売業 $\frac{13}{1000}$ カッコ書き → (令 <u>3</u> .4.1以後開始事業年度からは $\frac{7}{1000}$)

その他新たに誤表記が判明しました際には弊社ホームページ内 (<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>) に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

株式会社コントロール社